

京都市告示第 36 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年4月14日

京都市長 梶本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
中書島駅北側 道線	伏見区葭島矢倉町57番地の3地先から	旧	メートル 29.70	メートル 6.80 ~ 9.20
	同町59番地の2地先まで		新	29.70
	立体的 区域	伏見区葭島矢倉町57番地の3地先から 同町59番地の2地先まで		30.50

(建設局道路部道路明示課)